

マイナンバー（個人番号）を記載した申告書等 提出時 本人確認について

「行政手続における特定 個人を識別するため 番号 利用等に関する法律」（以下、番号法）第16条に基づき、マイナンバー（個人番号）を記載した申告書等 提出の際「本人確認」をさせていただきます。本人確認は、「番号確認」と「身元確認」に分類され、それぞれお持ちいただく書類の組み合わせは以下のとおりです。

- ★番号確認・・・正しい個人番号であること 確認
- ★身元確認・・・申告者等が、個人番号 正しい持ち主であることの確認

1 本人が申告書を提出する場合（郵送時は写しを同封）・・・①から④のいずれかの組合せ書類をご用意ください。

	番号 確認	身 元 確 認
①	個人番号カード 裏面	個人番号カード 表面
②	◆通知カード ◆住民票 写しや住民票記載事項証明書 (個人番号が記載されたもの)	【顔写真付身分証明書 (以下 書類から1点)】 運転免許証 / 運転経歴証明書 / パスポート / 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 療育手帳 / 在留カード / 特別永住者証明書 / 税理士証票 / 写真付き学生証 / 写真付き身分証明書 / 写真付き社員証 / 写真付き資格証明書 (船員手帳など) / 戦傷病者手帳
③		【身分証明書 (以下 書類から1点)】 公的医療保険 被保険者証 / 年金手帳 / 児童扶養手当証書 / 特別児童扶養手当証書 / プレ印字申告書 / 手書き申告書等に添付された未記入 プレ印字申告書
④		【身分証明書 (以下 書類から2点)】 学生証 (写真なし) / 身分証明書 (写真なし) / 社員証 (写真なし) / 資格証明書 (写真なし) (恩給等 証書など) / 地方税・国税・社会保険料・公共料金 領収書 / 納税証明書 / 印鑑登録証明書 / 戸籍 附票 写し (謄本若しく 抄本も可) / 住民票 写し / 住民票記載事項証明書 / 母子健康手帳 / 特別徴収税額通知書 / 退職所得 特別徴収票 / 納税通知書 / 源泉徴収票 / 特定口座年間取引報告書

2 代理人が申告書を提出する場合（郵送時は写しを同封）・・・①、②のいずれかの組合せ書類をご用意ください。

	本人 番号確認	代理権 確認	代理人 身元確認
①	【以下の書類の写し】 ◆本人個人番号カード (両面) ◆通知カード ◆住民票の写しや住民票記載事項証明書 (個人番号が記載されたもの)	【法定代理人 場合】 ◆戸籍謄本 【任意代理人 場合】 ◆委任状 (原本)	【以下 書類から1点】 代理人 個人番号カード / 運転免許証 / 運転経歴証明書 / パスポート / 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 療育手帳 / 在留カード / 特別永住者証明書 / 税理士証票 / 写真付き学生証 / 写真付き身分証明書 / 写真付き社員証 / 写真付き資格証明書 (船員手帳など) / 戦傷病者手帳 《代理人が法人 場合》 登記事項証明書 / 印鑑登録証明書 / 地方税・国税・社会保険料・公共料金 領収書 / 納税証明書 + 当該法人と関係を証する書類 (社員証等)
②			【以下 書類から2点】 公的医療保険 被保険者証 / 年金手帳 / 児童扶養手当証書 / 特別児童扶養手当証書 / 学生証 (写真なし) / 身分証明書 (写真なし) / 社員証 (写真なし) / 資格証明書 (写真なし) / 国税・地方税・社会保険料・公共料金 領収書 / 納税証明書 / 印鑑登録証明書 / 戸籍 附票 写し (謄本若しく 抄本も可) / 住民票 写し / 住民票記載事項証明書 / 母子健康手帳 / 特別徴収税額通知書 / 退職所得 特別徴収票 / 納税通知書 / 源泉徴収票 / 特定口座年間取引報告書